

人間中心 AI ライフテックコンソーシアム 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、人間中心 AI ライフテックコンソーシアム（HAIL）の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

- 第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）情報・人間工学領域 人工知能研究センターに、人間中心 AI ライフテックコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。
- 2 本コンソーシアムの英語名称は Human-Centered AI LifeTech Consortium とし、略称は HAIL（ヘイル）とする。

（目的）

- 第 2 条 本コンソーシアムは、AI を活用したライフテックの安全性・信頼性を、人間中心の視点から確保し、社会実装を促進することを目的とする。
- 特に、技術提供者・評価者・利用者が一体となり、AI ライフテックのリスクを明確化し、それに対応する評価・検証方法論を確立するとともに、利害関係者間の対話と協調を通じて、安全性・信頼性の高い技術の普及を図る。

（事業）

- 第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。
- 一 AI ライフテックに関するリスクの整理・分類に関する事業
 - 二 安全性・信頼性に関する評価指標や評価手法の検討に関する事業
 - 三 リビングラボや利用現場での実証実験の企画・支援に関する事業
 - 四 ガイドラインやホワイトペーパーの策定に関する事業
 - 五 意見交換や連携強化を目的としたワークショップの開催に関する事業
 - 六 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会員）

- 第 4 条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、次条第 1 項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。
- 一 正会員 本コンソーシアムの事業に積極的に参画する団体または個人（企業を想定）であり、議決権を有する

- 二 賛助会員 本コンソーシアムの事業に積極的に参画する団体または個人（自治体、NPO、ユーザー団体、関連行政機関、アカデミア等を想定）であり、議決権を有さない
- 三 特別会員 正会員及び賛助会員以外で、本コンソーシアムの会長が特に参加を認めた団体または個人であり、議決権を有さない

（会員の入退会等）

第5条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第7条第2項第一号に定める会長（以下「会長」という。）あてに提出し、第8条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）で承認を得なければならない。

- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した第13条第2項に定める会費（以下「会費」という。）は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
 - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 三 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

（会員の権利・義務）

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 正会員は、第10条に定める総会（以下「総会」という。）に参加し、議決権を行使する権利を有する。議決権はそれぞれ1とする。
 - 三 正会員は、第11条に定めるワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に参加する権利を有する。
 - 四 賛助会員は、総会にオブザーバーとして参加する権利を有する。また、ワーキンググループに参加する権利を有する。
 - 五 特別会員は、総会とワーキンググループにオブザーバーとして参加する権利を有する。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
 - 一 正会員は、会費を負担するものとする。

- 二 会員は、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。
- 三 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 産総研に所属する職員のうち、人工知能研究センターの長が指名した者とする。
- 二 副会長若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
- 三 幹事若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
- 四 アドバイザ若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長と幹事は、会長を補佐する。
- 4 アドバイザは、コンソーシアムの活動に対してアドバイスをを行う。
- 5 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 6 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 本コンソーシアムの設立後最初の総会において幹事が決定するまでの間は、会長が幹事の職務を代行するものとする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会は、会長、副会長又は幹事のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会の議決権は、1構成員につき1とする。
- 5 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 6 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第9条 人工知能研究センターに本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名した幹事及び人工知能研究センターに所属する職員が務める。
- 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務

- 三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
- 四 本コンソーシアムの出納管理業務
- 五 本事業の実施に係る業務
- 六 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
- 七 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

(総会)

- 第10条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。
- 2 総会の議長は会長が務める。
 - 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算の承認
 - 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算の承認
 - 三 幹事の指名承認
 - 四 本コンソーシアムの設置期間の延長
 - 五 その他、運営に関する事項
 - 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
 - 6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

- 第11条 本事業を効率的に遂行するため、本コンソーシアムにワーキンググループを設置することができる。
- 2 AI ライフテックの頑健性・安全性確保に向けた評価手法の構築を行うための、技術ワーキンググループ、AI ライフテックの生活空間への導入に向けた社会受容性の評価および運用指針の整理を行う、受容性ワーキンググループ、リビングラボでの実証実験の企画・支援を行うための、実証ワーキンググループを置く。
 - 3 技術・受容性・実証ワーキンググループ以外の設置を希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。
 - 一 ワーキンググループの名称
 - 二 活動内容
 - 三 設置理由
 - 四 参加予定者
 - 4 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。

- 5 ワーキンググループには、その運営を行う主査を置く。
- 6 主査は、会長が指名した者とする。

(会計年度)

第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第13条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費又は本コンソーシアムの趣旨に合致した公的予算をもって充てることができる。

- 2 公的予算のみによってコンソーシアムの運営を行う会計年度には、会費の徴収を行わない。
- 3 2026年度は公的予算のみによってコンソーシアムの運営を行う。
- 4 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び用途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。
- 3 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

(情報の取扱い)

第15条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

- 2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。

- 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(輸出管理条項)

第17条 会員は本コンソーシアムにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以下「外為法」という。)第6条第1項第六号に定める非居住者及び又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。)別紙1-3「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認の結果、役務通達の1(3)サ①、②又は③に該当すると会員が判断した者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第18条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合。
- 二 本コンソーシアムの運営が困難となった場合。
- 三 その他解散が妥当と認められる場合。

2 本コンソーシアムの解散は、総会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、2027年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2026年4月23日から施行する。